



平成 27 年 7 月 21 日

各 位

会社名アウンコンサルティング株式会社代表名代表取締役 信太明(コード番号 2459 東証マザーズ)問合せ先取締役兼専務執行役員
坂田崇典TEL 03-5803-2727

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年7月21日開催の取締役会において、下記のとおり、平成27年8月25日開催予定の当社第17期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ① 今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について 所要の変更を行うものであります。
- ② 当社は、平成27年5月25日の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示をしておりますとおり、平成27年8月25日開催予定の当社第17期定時株主総会の承認を前提に、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、定款の一部変更を行います。

- ③ 株主総会及び取締役会における招集手続き、議長選任について柔軟な対応を可能とするため、現行定款第12条(招集権者および議長)及び第19条(取締役会)について、所要の変更を行うものであります。
- ④ 改正会社法によって、責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平 定款変更の効力発生日 平

平成27年8月25日(火) 平成27年8月25日(火)



【別紙】

(下線___は、変更を示す) 現行定款 更 変 第1章 総則 第1章 総則 第1条(条文省略) 第1条 (現行どおり) (目的) (目的)

とする。

1.~19. (条文省略) (新設)

20. ~21. (条文省略)

第3条(条文省略)

(機関の設置)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほ │第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほ か、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条(条文省略)

第2章 株式

第6条~第9条 (条文省略)

第3章 株主総会

第10条~第11条 (条文省略)

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その 議長となる。取締役社長に事故あるとき は、あらかじめ取締役会の定める順序に より、他の取締役がこれに代わる。

第2条 当会社は次の事業を営むことを、その目的 │第2条 当会社は次の事業を営むことを、その目的 とする。

1.~19. (現行どおり)

ビジネスプロセスアウトソーシン <u>20.</u>

グ及びビジネスプロセスサポー

トに関する業務。

<u>21. ∼22.</u> (現行どおり)

第3条 (現行どおり)

(機関の設置)

か、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) <u>監査等委員会</u> (削除)
- (3) 会計監査人

第5条 (現行どおり)

第2章 株式

第6条~第9条 (現行どおり)

第3章 株主総会

第10条~第11条 (現行どおり)

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、代表取締役が招集し、その 議長となる。代表取締役に事故あるとき は、あらかじめ取締役会の定める順序に より、他の取締役がこれに代わる。



第 13 条~第 15 条 (条文省略)

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第16条 当会社に取締役7名以内を置く。

(新設)

(選任)

第17条 取締役の選任は、株主総会において、議 決権を行使することができる株主の3分 の1以上を有する株主が出席し、その議 決権の過半数をもって行う。

(新設)

② (条文省略)

(任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会終結の時までとする。

(新設)

② 補欠または増員のため選任された 取締役の任期は、現任取締役の残 任期間とする。

(取締役会)

- 第19条 取締役会は、取締役<u>社長</u>が招集し、その 議長となる。取締役<u>社長</u>に事故あるとき は、あらかじめ取締役会の定める順序に より、他の取締役がこれに代わる。
 - ② (条文省略)

第 13 条~第 15 条 (現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第16条 当会社<u>の</u>取締役(監査等委員である取 締役を除く。)は、7名以内とする。
 - ② 当会社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。

(選任)

- 第17条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
 - ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ③ (現行どおり)

(任期)

- 第 18 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - ② 監査等委員である取締役の任期 は、選任後2年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。
 - ③ 補欠または増員のため選任された 監査等委員である取締役の任期 は、退任した監査等委員である取締 役の残任期間とする。

(取締役会)

- 第19条 取締役会は、<u>代表</u>取締役が招集し、その 議長となる。<u>代表</u>取締役に事故あるとき は、あらかじめ取締役会の定める順序に より、他の取締役がこれに代わる。
 - ② (現行どおり)



- ③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- ④ (条文省略)

(代表取締役および役付取締役の選定)

- 第20条 <u>取締役会は取締役の中から代表取締役</u> 1名を選定する。
 - ② 取締役会の決議により、取締役会 長および取締役社長各 1 名、取締 役副社長、専務取締役および常務 取締役各若干名を選定することがで きる。

(新設)

(新設)

(社外取締役の責任限定)

第21条 当会社は、社外取締役との間に、当会社 に対する損害賠償責任に関する契約を 締結することができる。ただし、当該契約 に基づく賠償責任の限度額は、法令が 定める額とする。

- ③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- ④ (現行どおり)

(代表取締役および役付取締役の選定)

第 20 条 取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中 から取締役会長および代表取締役各 1 名、取締役副社長、専務取締役および 常務取締役各若干名を選定することが できる。

(削除)

(重要な業務執行の決定の委任)

第 21 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によっ て重要な業務執行(同条第 5 項各号に 掲げる事項を除く。)の決定の全部または 一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行 の対価として当会社から受ける財産上の 利益は、監査等委員である取締役と監 査等委員でない取締役とを区別して、株 主総会の決議によって定める。

(非業務執行取締役等についての責任限定契約)

第23条 当会社は、会社法第427条第1項の規 定により、同法第423条第1項の損害賠 賃責任を限定する契約を取締役(会社 法第2条第15号イに定める業務執行取 締役等であるものを除く。)と締結すること



ができる。ただし、当該契約に基づく賠償 責任の限度額は、法令が定める額とす る。 第5章 監査役及び監査役会 (削除) (員数) (削除) 第22条 当会社に監査役4名以内を置く。 (選任) (削除) 第23条 監査役の選任は、株主総会において議 決権を行使することができる株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行う。 (削除) (任期) 第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会終結の時までとする。 補欠のため選任された監査役の任 2 期は、退任した監査役の残任期間と する。 (常勤の監査役) (削除) 第25条 監査役会は、その決議によって常勤の監 査役を選定する。 (監査役会) (削除) 第26条 監査役会招集の通知は、各監査役に対 し、会日の3日前までに発する。但し、緊 急のときはこの期間を短縮することができ る。 2 監査役会運営その他に関する事項 については、監査役会の定める監査 役会規程による。 (削除) (社外監査役の責任限定) 第27条 当会社は、社外監査役との間に、当会社 に対する損害賠償責任に関する契約を 締結することができる。ただし、当該契約 に基づく賠償責任の限度額は、法令が 定める額とする。



(新設) 第5章 監査等委員会 (新設) (監査等委員会の組織) 第24条 監査等委員会は、すべての監査等委員 で組織する。監査等委員の過半数は、 社外取締役でなければならない。 (新設) (常勤の監査等委員) 第25条 監査等委員会の決議によって、常勤監 査等委員を若干名選定することができ る。 (新設) (監査等委員会) 第26条 監査等委員会の招集通知は、各監査等 委員に対し、会日の3日前までに発す る。但し、緊急のときはこの期間を短縮す ることができる。 2 監査等委員会の運営その他に関す る事項については、監査等委員会 が定める監査等委員会規程による。 第6章 会計監査人 第6章 会計監查人 第 28 条 ~ 第 30 条 (条 文 省 略) 第 27 条~第 29 条 (現行どおり) (報酬等) (報酬等) 第31条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 第30条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査役会の同意を得て定める。 監査等委員会の同意を得て定める。 第7章 計算 第7章 計算 第 32 条~第 35 条 (条文省略) 第 31 条~第 34 条 (現行どおり) (新設) 附則 (新設) (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、第17回定時株主総会開催日 以前の行為に関し、会社法第426条第1 項の規定により、取締役会の決議によっ て、同法第423条第1項の監査役(監査

役であった者を含む。)の責任を法令の限

度において免除することができる。